**比布町公共下水道事業受益者分担制度について**

**１．受益者分担金制度とは**

公共下水道を計画的に建設するための財源の一部として、下水道が整備されることによって利益を受ける方に建設費の一部を分担してご負担いただく制度です。公共下水道の整備予定区域内に土地を所有されている方、または権利を持っている方に受益者分担金がかかることになります。

　下水道建設には、多額の建設費を必要としますが、これらの建設資金は国の補助金、地方債、受益者分担金などによって賄われています。下水道が整備されると、私たちの日常生活や事業活動に伴って発生する汚れた水を直接流せるようになるため、衛生的な暮らしや良好な自然環境を守ることができるようになります。これらの利点は町民全体が等しく受けるものではなく、下水道が整備される区域内に土地を持っている人だけに限られます。

　また、下水道敷設による土地の利用価値や利益（受益）は、土地そのものに賦課される価値で、土地の値段や使用状況とは関係なく一律に発生すると考えられているため、受益者分担金は面積に応じて算定し（面積割）、一度限りご負担いただくものです。

（根拠法令）

・比布町公共下水道事業受益者分担に関する条例

・比布町公共下水道事業受益者分担に関する条例施行規則

**２．対象となる土地**

道路、公園、河川、水路を除くすべての土地が対象です。個人や会社ばかりでなく、国、道、町所有の土地についても対象となります。ただし、土地の利用状況によっては猶予・減免制度の適用があります。

※猶予・減免制度については後述

**３．申告書の確認及び提出**

①受益者が町内に在住の場合

６月末～７月に町の職員がご自宅まで受益者分担金制度について説明に伺います。

併せて土地の所在、面積、所有者について確認いただき、内容に不備がなければ受益者申告書をご提出していただきます。

②受益者が町外に在住の場合

受益者申告書と下水道事業受益者分担制度についてのあらましを郵送させて頂きます。

書類がお手元に届きましたら、内容についてご確認ください。申告書については郵送で受付を行ないますので、土地の所在、面積、所有者などを確認のうえ、ご提出をお願いします。記載に誤りがある場合や、変更がある場合はその旨ご記入下さい。

上記の他、申告がないときは町が公簿に基づき賦課することになります。

**４．受益者分担金を納めていただく方（受益者）**

受益者とは「公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者」です。ただし、その土地に、権利者（地上権、質権、使用貸借、賃貸借）がある場合は土地の所有者に代わり受益者となることができます。その場合権利者の承認が必要となります。

**土地所有者が受益者（納付者）となる場合（単独申告）**

居住者C

土地所有者A

家屋所有者B

居住者B

土地所有者A

**受益者＝AさんとBさんの協議の上決定**

家屋所有者B

**受益者＝Aさん**

居住者B

家屋所有者A

土地所有者A

家屋所有者A

土地所有者A

居住者A

**土地所有者以外の方が受益者（納付者）となる場合（連署で申告）**

土地を借りている方などが受益者となる場合、その方の借りている土地の面積、住所、氏名を記入して、必ず確認印をもって申告してください。

※土地所有者の方が受益者となる場合は連署の必要はありません。

　借家、間借の方は受益者ではありません。

**５．受益者に変更があったとき**

負担金の納付の途中で住所が変わったり、土地の所有者または権利者に変更があった場合は、当該変更に係る当事者のうち新たに受益者となる方、もしくは双方合意の上「受益者変更届」を提出ください。この場合、届けた日までに納期が来ている負担金については、前の受益者に納めていただき、次の納期の分担金から新受益者に納めていただくことになります。

**６．負担金額と納める方法**

比布町の分担金単価は310円／㎡です。ご負担いただく金額は、皆様が所有されている土地、または権利者である土地の面積に310円を乗じて算出した額となります。

（計算例）250.00㎡の土地所有者の分担金額は全額で

　　　　　250.00㎡　×　310円／㎡　＝　77,500円（10円未満端数切り捨て）

・一括払い

　第１期（７月）に77,500円支払いで完了

・分割払い

　①第１期：3,800円+1,500円（端数） 　　＝5,300円

　②第２期以降：3,800円×19回　　　　　＝72,200円

①+②＝77,500円

納付期間は年に４回（７月、９月、１１月、１月の納入日）を５年続けます（２０回払い）

支払総額は「一括払い」も「分割払い」も同額です。納める方法は納入通知書でのお支払いのみで口座引き落としは取り扱っておりませんのでご了承ください。納入通知書は７月に皆様のお手元に送付いたします。

　なお、納入場所につきましては比布町役場、旭川信用金庫、比布町農業協同組合、北洋銀行、北海道銀行となっております。その他の金融機関につきましてはお取り扱いできませんのでご承知置き下さい。

**※指定納期限を過ぎると、年１４．５％の割合で延滞金が加算されます。**

**７．負担金納入までの流れ**

　　　申　告

土地所有者へ申告書を送付（６月）

受益者は申告書を町に提出（７月）

　　　　↓

受益者負担金額の決定

決定通知書送付（７月）

納付書送付（７月）

↓

受益者負担金の納付（７月～）

**８．分担金の徴収猶予**

原則として賦課対象区域内にあるすべての土地に負担金がかかりますが、下記対象者に該当する場合は、各期間において徴収猶予があります。猶予を受けようとする方は、申告書に記入の上提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 期間 |
| 宅地以外の土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。) | 宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるときまで(ただし、その期間が3年間を超えるときは3年間とする。) |
| 裁判係争中の土地 | 受益者の決定（判定）まで |
| 災害、盗難その他事故 | 町長が認定する期間 |
| その他町長が認めたもの | 町長が認定する期間 |

※猶予理由が消滅し猶予を取消した受益者は、分担金をお支払いいただくことになります。

**９．分担金の減免**

受益者分担金は、賦課区域内の全ての土地にかかりますが、次のような土地に当てはまる場合、分担金の一部または全部が免除されます。減免を受けようとする方は、申告書に記入の上提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる土地 | 減免率（％） |
| １　国又は地方公共団体が所有又は使用する土地  （1）道路、公園、河川  （2）学校用地  （3）病院用地  （4）社会福祉施設用地  （5）図書館、公民館等施設用地  （6）警察、法務収容施設用地  （7）一般庁舎用地  （8）企業財産となっている土地  （9）公務員宿舎用地  （10）公営住宅用地 | 100  75  25  75  50  75  50  25  25  25 |
| ２　道（みち）の位置の指定を受けた私道 | 100 |
| ３　消防団が所有又は使用する消防用備品等を格納する施設用地 | 50 |
| ４　町内会、農事組合等が所有又は使用する集会場等の用地 | 75 |
| ５　社会福祉事業法第2条に規定する事業を同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する救護施設その他の施設用地 | 75 |
| ６　鉄道施設用地  （1）駅前広場  （2）駅舎  （3）軌道及びプラットホーム  （4）その他 | 100  50  50  25 |
| ７　宗教法人法第4条に規定する宗教法人が同法第1条及び第2条に規定する宗教本来の目的のために使用している土地  （1）墓地  （2）境内地 | 100  50 |
| ８　文化財である土地又は、文化財である建物、その他の工作物の用地 | 100 |
| ９　生活保護法による生活扶助を受けている受益者の所有する土地 | 100 |
| １０　生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地 | 実情を考慮しその限度で認定 |
| １１　事業のため特に費用の一部を負担し、又は、土地若しくは物件を提供した受益者の所有又は、使用する土地 | 負担した額又は提供した土地等に対応する額を限度で減免 |
| １２　その他実情に応じ減免する必要があると認められる土地 | 実情を考慮しその限度で認定 |

お問い合わせ

〒078-0348

北海道上川郡比布町北町１丁目２番２号

比布町役場建設課上下水道係

TEL：0166-85-4807

FAX：0166-85-2389